

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び
防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年７月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年７月２８日に発生した令和８年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある下記の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

１ 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔なトイレカーの適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

２ 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期かつ広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMA T（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣し、巡回させる体制を整備すること。

３ 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・地方自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネート機能を担う人材を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

４ ガソリン等緊急用燃油の優先かつ迅速な供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難及び生活維持に不可欠なガソリン、軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

５ 複合災害、二次災害防止に向けた監視及び警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動や斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防災庁設置準備担当大臣
防災担当大臣
衆参両院議長

宛て（各通）

水戸市議会議長 袴 塚 孝 雄

夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める 意見書

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子どもの健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な涼しい居場所に行けば食が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

よって、政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない夏休みこども緊急セーフティネットを早期に確立できるよう、下記の事項について速やかに措置を講じることを強く求める。

記

1 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保

学校施設（図書室・多目的室等）をこどもクーリングシェルターとして開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入れ枠拡大に関する財政支援を強化すること。

2 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用

こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（地域こどもの生活支援強化事業等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付及び円滑な供給体制を推進すること。

3 アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求めることができない生活困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（支援対象児童等見守り強化事業等）の活動を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS等を活用したプッシュ型支援の情報発信を強化すること。

4 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額のさらなる引上げや体験格差、進学格差を解消するための体験活動、軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
農林水産大臣
こども政策担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 袴塚孝雄

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、より一層、積極的な財源の確保に努める必要がある。

令和８年度地方財政計画は、物価高騰や人件費の増大に対応する内容となっているが、令和９年度政府予算と地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体として求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源のさらなる充実が図られる地方財政を目指すため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要に不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
経済産業大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
衆参両院議長

水戸市議会議員 袴塚孝雄

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠である。

給特法等の改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は令和10年度までに35人に引き下げられる。今後は、高等学校における早期実施とともに、きめ細かな教育活動を進めるため、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、学校における働き方改革は、市教育委員会が作成する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき進められるが、「学校と教師の業務の3分類」にかかわらず、業務の外部移行・委託を進めるためには、国による自治体への財政措置等が不可欠である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあり、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として教職員の定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度を堅持し、さらには国庫負担率2分の1へ復元することが望まれる。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議員 袴塚孝雄